

規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月十五日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―二―三

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「栄養士」の下に「及び管理栄養士」を加え、同条四号中「及び栄養士」を「、栄養士及び管理栄養士」に改める。

別表第二栄養士の部を次のように改める。

職 員	組 織 の 区 分	勤 務 箇 所
栄養士 管理栄養士	知事	保健医療政策課（公益的法人等に派遣される者に限る。） 総合リハビリテーションセンター 埼玉学園 保健所
	教育委員会	県立学校
	警察	厚生課 機動隊
		警察学校

附 則

この規則は、公布の日から施行する。